

令和7年度 第2回松戸市障害者計画推進協議会 議事録

日時：令和8年1月30日（金）14時～16時

会場：松戸市役所 新館7階 大会議室

1 開会

事務局

それでは定刻となりましたので、令和7年度第2回障害者計画推進協議会を開催いたします。それでは会に先立ちまして、福祉長寿部長の川崎からご挨拶申し上げます。

福祉長寿部長

皆様こんにちは。福祉長寿部長の川崎でございます。本日はお忙しいところ、令和7年度第2回松戸市障害者計画推進協議会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日の協議会におきましては、夏に実施いたしましたアンケート調査結果について皆様にご報告させていただくと共に、その調査結果から見えてくる障害福祉施策の現状や課題について、皆様とご議論させていただければと考えております。

資料からもお分かりの通り、本日大変非常にボリュームのある議事内容となっておりますが、お時間の許す限り、皆様と深く議論を交わさせていただければと考えております。今後も是非、障害福祉行政の推進のためにご支援とご協力お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、ここで本日の資料を確認いたします。事前に送付した資料の他に、机上に「事前質問の扱いについての整理」、資料1「事前質問一覧」、資料2「事前質問 No. 18 補足資料」の3点を当日追加資料として配布させていただいております。資料に不足のある方は事務局までお申し出ください。

それでは続いて会議の成立について報告いたします。本日は大野委員、中島委員、大友委員、竹内委員、板花委員より欠席連絡をいただいております。

また、3名の委員の到着が遅れている状況でございます。しかしながら、委員総数の過半数を超える出席をいただいていることから、障害者計画推進協議会条例第7条第2項の規定に基づき、本会議は成立することを報告いたします。それではここからは、松戸市障害者計画推進協議会条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり議事進行をお願いしたいと思います。川越議長、よろしくお願いいたします。

川越会長

それではこれより私が議事を進行してまいります。まず本協議会の公開につきまして、松戸市情報公開条例第 32 条に基づき公開を原則としております。議事録につきましては発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なおこの会議の内容は議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。また本日 3 名の方の傍聴の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。それではどうぞお入りください。

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。まず議題、議事 1 「前回会議における残課題の整理について」よりご説明をお願いいたします。

2 議事

議事 1 前会議における残課題の整理

事務局

事前に各委員にお送りしております資料のうち、「資料 1-1 前回会議における残課題の整理について」をご用意ください。

こちらの資料内容でございますが、8 月に開催いたしました第 1 回障害者計画推進協議会の中で、委員の皆様からご質問いただいた内容のうち、課題として残ったものについて、事務局としての回答をまとめたものとなっております。回答内容につきましては既に事前質問等でコメントをいくつかいただいておりますので、詳細な説明はここでは割愛させていただきたいと思っております。

1 点だけ、議事 1 の内容に関しまして、資料 1-2 も併せて事前にお送りしているかと思えます。こちらは前回の会議において、瀧本委員からご提案いただきました内容に基づき作成した統計資料となります。表紙に記載のある通り、現計画の資料編に記載されている内容につきまして、最新の令和 6 年度の数値も追記した資料となっております。今後も定期的に委員の皆様にご案内ができればと思っております。事務局からは以上です。

川越会長

ありがとうございました。それでは、この件につきまして事前質問もいただいておりますので、それに沿って時間の許す中で進めていきたいと思えます。ご発言の際にはマイクのボタンを押して名前をご発声の上、ご発言くださいますようお願いいたします。

では今の残課題の整理のところに関連して、少しだけやり取りをさせていただければと思えます。まず、今ご説明もありました統計データの件につきまして、前回瀧本委員からご発言をいただいて、ご用意いただいたものが資料 1-2 に

なりますけれども、瀧本委員いかがでしょうか。これをご覧になって、ご希望していたものとのイメージと合わせてお聞かせください。

瀧本委員

ありがとうございます。やはりこれが基本だと思います。もしかしたら漏れているものもあるかもしれませんが、こういう基本的な資料はやはり計画実行するには必要だと思うので、今後も大変かと思いますが、提示はどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

川越会長

ありがとうございました。この資料につきましては、私の方からももう少し追加でご要望させていただきたいと思います。比較として介護保険制度、高齢者の方にありますけれども、年に4回の協議会という会議をやってるわけなんです。4年間の各回、定期的に毎年度同じようなデータを出すという形がだいぶ出来上がっています。まずはこのような、もう既に元々あるデータを経年経過も含めて一覧に今回出していただいたんですけども、まだまだちょっと無味乾燥な羅列になっている感じはします。

です。物によっては、例えばグラフにした方が分かりやすいものもあるかもしれませんが、密接に関連しているもの、もしくは重複しているものもあるかもしれません。そういうものをもうちょっと分かりやすく整理できたら良いのではないかなと思います。この会議体の目的を繰り返し確認しておりますけれども、3年1期の計画を立てるとするのがもちろん大きな柱の目的、会議の役目です。それに加えて毎年度の政策の進捗を確認し、議論していくという機能と両方あるかと思います。

計画の時だけこのような資料が作られるのではなくて、毎年度、経年的な変化も含め、世の中がどんどん変わっていく可能性もありますので、そういう動きを把握できるような基礎資料として、毎年第1回とか第2回の会議で提示していただくと、その流れの中で3年間の計画ももちろん検討していくということになるのではないかと期待いたします。まずはこれを出発点としまして、より見やすい、分かりやすい、議論の参考になる資料をだんだん整えていただければと要望します。

では先に進めさせていただきます。1つ、前回私の方から出させていただきました、65歳に向けての質問をさせていただいたものがございます。それから、瀧本委員からも事前質問で今回いただいた4番の質問です。障害者の高齢者割合が増えて、というようなことも懸念をしておられるということをご回答いただいております。この部分が関連してくることかなと思いますけれども、65歳到達に向けてどのような取り組みをするのが良いかということで、事前質問の中でも1番目の事例の中に書かせていただいたものです。

前回大友委員から、相談支援専門員が3年前から支援に着手していますよというようなお話もありまして、それが現場としての当然の知恵なんだろうと感じました。そして、相談支援専門員がついていない方がこれだけの数いらっしゃるということなので、まずはこの方々に相談支援専門員をつけるのが優先的なのではないかなというご提案をさせていただいたところです。

実際に相談支援専門員さん自体が足りなくて苦労しているところであるので簡単ではないですけれども、より優先順位が高い人から優先的につける努力、おつなぎする努力を市としても進めていただければと思いますがいかがでしょうか。事務局、できる範囲でまずは進めていただきたいと要望します。

事務局

事務局より回答いたします。65歳到達にかかる、円滑な障害福祉サービスから介護保険制度への移行にかかる市の取り組みでございますが、回答は事前質問の記載の通りとなっております。

特筆すべき点といたしまして、令和8年度より、60歳から64歳の年齢ごとに、セルフプランの対象者、とりわけ介護保険サービスに相当する障害福祉サービス、つまり居宅介護や短期入所、生活介護といった65歳到達をもって介護保険に移行するサービスを利用されているセルフプランの方に対しまして、介護保険制度移行のご案内と合わせまして、計画相談支援について説明も行い、現段階から相談支援専門員をつけていただくよう勧奨する書面を発送したいと考えております。

また、書面発送後、ご本人、家族等の関係者から計画相談支援についてご相談がありましたら個別に対応しまして、基幹相談支援センターへの橋渡し等、円滑に手続きが済むように支援してまいりたいと考えております。事務局からは以上です。

川越会長

念のため確認ですけど、現状は6ヶ月前に郵送しているのでしょうか。

事務局

現在は6ヶ月前の郵送となっております。

川越会長

それをこう、もっと前倒しして取り組みを進めていただけると一歩前進だと思いますけれども、本当は60歳に到達する前にそれが終わっていると一番良いなと思いますので、数年かかるかもしれませんが、そんなところを目指して取り組みを進めていただければと思います。

そして、郵送だけでは解決したわけではないというところもありますので、特にサービスを利用している方は必ず到達する日がやってくるわけですので、相談を待つのではなくて、何かこうリーチできるといいのではないかなと思いますけども、その辺りはどこがやることになるのでしょうか。

基幹相談支援センター、リーチしていただけますでしょうか。吉川委員いかがですか。

吉川委員

ありがとうございます。今事務局からもお話があったように、今後橋渡しというのを基幹相談支援センターでも特に気をつけてやっていきたいと思っています。今現在でも、こういった方に関してはお手伝いをしているのですが、比較的地域包括支援センターさんがすぐにご相談に応じていただけている状況がございまして、こちらの方ではさほどここで滞留するという事はなく進めていけていると思っております。

ただ、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行となりますと、色々サービス間で異なることもございまして、それに対するご本人様の抵抗などがやはり多少あります。介護保険は原則1割自己負担というのが定められており、そこに慣れない方であったり、サービス内容の変更にしっくりこない方だったり移行部分で違和感を抱く方々は多いかと思えます。その辺りのところ、包括支援センターとよく話し合いながら進めていきたいなと思っております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。もう少しだけ詰めていきたいと思えます。今のお話の内容は概ね、65歳到達時にケアマネージャーさんを選ぶとか、新しい介護保険事業所を選ぶといったサポートは、むしろ地域包括支援センターの方で上手にやったださっていてあまり問題がないという意味なのかもしれません。

けれども、今議論させていただいているのは、それを3年前とか5年前にできた方がもちろん良いと思えます。3年前にケアマネージャーを選ぶというのはまだちょっと時期尚早な気もいたしますので、そこはやはり基幹相談支援センターさんの方で65歳を視野に入れながら支援をやっておいていただくということになりそうな気がいたしますが、その理解でよろしいでしょうか。

吉川委員

回答がそれてしまって申し訳ありませんでした。今、川越会長がおっしゃった通り、65歳より3年前というのはやはり尚早な気がします。この3年をかけて、先ほど申し上げたような段階を順に追いまして、スムーズに介護保険に移行できるようにしたいと思います。

やはり高齢者側も、半年ぐらい前にならないとケアマネージャーを探すというところまでは難しいのかなと思います。3年経つとやはり介護の事業所の都合というのもまた変わってきますし、今現在、介護の事業所でもケアマネージャーさんが足りないという事情がある中、3年後の予約というのは中々現実的ではないかなとは思いますが、そういったことも含めまして、川越会長のおっしゃる通りですが、半年だと言うと急ではありますから、少し余裕を持った気持ちで心がけながら進めてまいりたいと思います。ご助言ありがとうございました。

川越会長

ありがとうございます。それでは、今の話にもう1点だけ追加しますと、1割負担のことを非常に負担に感じる障害者の方がいらっしゃるというお話もありましたし、介護保険に低所得者の区分支給限度額というものがあるわけなので、そういうことを視野に入れると「3年前から取り組んだ方がいい」と相談支援専門員さんは認識しておられるということだと思います。それをさらに考えますと、65歳到達までに利用していたサービスを利用していけば、そもそもその1割負担のところの大きな減免のある国の制度があるわけですね。

ですから、本当はこの作業を60歳到達前に終わらせておくのが理想的だと思います。今急にそこまで一気に持っていけないかもしれませんが、そういう意味も含めて数年かけて取り組んでいく大事なことなのではないかというふうに申し上げさせていただいたところです。貴重なご意見をいつもありがとうございます。ご支援いただいていると思っております。ありがとうございました。

瀧本委員よろしいでしょうか。いただいたご質問のお答えになっておりますでしょうか。

瀧本委員

やはりその方自身だけじゃなくて、1人暮らしだと難しいですけども、ご家族があればご家族、ただやはり年齢が高くなって60歳ぐらいになれば、親御さんも80代、90代なので、やはりその方自身の支援もあるかと思いますが、認識とか、その介護状況とかそんなものもお考えになって、支援策というのを考えるべきなんじゃないですか。

その方に理解度があればすぐに対応できるでしょうけど、その環境というのは皆さんがご存知だと思うので、その辺ではやはり1人1人に対して、どれぐらい行き届くかということが問われるものだと思うんです。

一律ではないと思います。制度的には一律だけれども、本当に今日いろんな方がいらっしゃると思います。学校の方もいらっしゃいます。サービスを提供されている方々もいらっしゃると思いますが、皆さん全部違うわけですね。1人1人、例えば学校だと学習の対応だとかそういうことも考えながら支援しているわけだから、ちょっとその辺ではきめ細やかにしていただきたい

いんですけど、そういうことがやはり人員とか、いろんなことが関わってくるのではないかと懸念していますので。少しでも良くなるようお願いいたします。以上です。

川越会長

ありがとうございます。現実的にという意味で、セルフプランの方が6割以上いらっしゃる、大体多数いらっしゃる中で、全員いきなりつけるというのは無理なので、よりつける必要性が高い方から取り組んでいこう、その一例が60歳から64歳の方じゃないかと議論しております。リスクのある方もいらっしゃるかとは思いますが。

それから、郵送していただく60歳から64歳の方の名簿というのは、3つの基幹相談支援センターは共有して把握して、必要とあればリーチするというふうにできそうですか。

事務局

基幹相談支援センターとの名簿の共有につきまして具体策までは決定しておりませんが、1人でも多くのセルフプランの方が、まず障害の相談支援専門員と繋がり、そして65歳到達まで数年かけてサービスを調整し、円滑に介護保険のケアマネジャーに引き継ぎができることを第一としながら、情報共有のあり方について検証を進めてまいりたいと思っております。

川越会長

ありがとうございます。大事なことです。是非、良いご検討をお願いいたします。ではもう1点、前回残課題としてありました「日常生活用具（紙おむつ）の給付」につきまして、前々回、澁川委員からいただいたことを今まで議論してきた結論的なお答えをいただいたところですが、澁川委員からコメントをいただければと思います。

澁川委員

はい。手をつなぐ育成会の澁川です。こちらにつきましては、柔軟に対応してくださると、そういう文言が出てまいりましたので、これからその方その方の状況に応じてという方向で解釈させていただいて良いのだろうかと私は思っております。素早い対応と思っております。期待をしております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。今回ご回答いただいて、弾力的に対応していただけるということですので、大変心強く感じました。国の資料に「3歳までに発現」と

というような言葉が書いてあったりするということなのですから、概ねで、現実的に弾力的に対応していただけるということは心強いです。

つまり、例えば交通事故のような明らかに後天的な原因で発生した障害、これはこの事業の対象にはならないということに、確かになるのだと思いますけれども。明らかな後天的なものを除くと、必ずしも原因が明確ではないかもしれないものであったり、発症の時期が非常に曖昧だというものがあつたりするかと思います。ですので、数字的に原因がはっきりしていないもの、先天性かもしれない、そこはちょっと分かりませんので、そういうことも踏まえた弾力的な対応をしていただけるということによろしかったでしょうか。石原委員お願いします。

石原委員

はい、このおむつの支給についてなのですが、私どもの法人でもたくさんの利用者の方がこのおむつの支給を受けております。松戸市以外の施設の方や、千葉県内の他市町村の方の話を見ると、施設なのですがあまり支給されていないということを知りますので、松戸市としてはすごくしっかりやっけていただいているなというふうに、私としては高く評価しております。

財政が厳しいという話も知りますが、引き続きやはり利用者さんのために支給を継続していただきたいなというふうに思います。あとは、川越会長からもありましたが、後天性の障害の方も多数利用されております。その方も今後長い人生、やはりおむつの支給というのは欠かせないというか、おむつの使用というのは欠かせないものとなっておりますので、その点も踏まえて幅広く支給の方を検討していただければというふうに思っております。以上になります。

川越会長

事務局から追加ございますか。

事務局

はい、事務局から回答させていただきます。このおむつの支給に関しましては、厚生労働省が示す資料の中で規定されている内容に基づきまして、松戸市の実施規則では「概ね3歳」と記載をしております。今後も個別具体的に、事例で検討していくという形になります。引き続きご理解賜ればと思います。

川越会長

それでは先に進めさせていただきます。事前質問の取り扱いについての整理で順にやっていきたいと思っております。それでは続いて議事の2「次期障害者計画のためのアンケート調査結果報告について」、事務局よりご説明お願いいたします。

議事2 次期障害者計画のためのアンケート結果報告について

事務局

はい、事務局になります。事前に委員の方にお送りしております「松戸市障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」をご用意ください。

議事2に係る資料が「松戸市障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」になりますが、併せて資料2-2としてアンケート調査の自由記述部分をまとめたものもお配りしています。

非常に資料内容もボリュームがあるものとなっておりますので、今回は最低限皆様と共有しておくべき事項について、簡単に事務局からご説明をさせていただければと思っております。

では、3ページめくっていただき、左上におそらく「1 調査の概要」と記載されているページからご説明致します。昨年の9月18日から3週間かけて郵送によりアンケート調査を実施いたしました。調査対象等につきましては記載のある通り、前回の会議で皆様にお示しした内容から変更はございません。調査票回収状況でございますが、見開き右側のページに記載の通りとなっております。3年前に同様の調査を行った際と同程度の回収率となっており、多くの皆様からご意見をいただけたというところでございます。

もう1枚ページをめくってください。ページ番号が3ページ、4ページの部分となります。こちら、ローマ数字の「II 調査結果のまとめ」に記載させていただいておりますが、今回のアンケート結果報告書につきましては、まず調査結果のまとめを冒頭に記載致しました。

まとめ方といたしましては、現計画の指標値の出典の一部がアンケート調査によって判明するものであることから、その数値結果につきまして各計画の節ごとにまとめる形式となっております。

そのため、3ページは現計画第1節の指標値について、アンケート調査結果から分かるものについてまとめております。

記載の通りではありますが、第1節の市民意識の醸成、地域福祉活動の推進等につきましては、令和4年度調査結果と比較すると数値が下回る結果となりました。一方で権利擁護体制の推進、こちらにつきましては数値が若干改善しているというところでございます。

併せて、参考指標というものを3つ記載させていただいております。こちらからは「成年後見制度を知っている」や「合理的配慮を知っている」といった制度理解につきましては一部進んでいる部分もありますが、先ほどお示しした指標値にあるとおり、積極的に自身に関わりたいとは考えていないといった回答の傾向が、全体として見て取れたというところでございます。

次に第2節になります。第2節は「ライフステージに応じた切れ目のない支援」についてまとめられているものとなっております。現計画において設定した数値目標のうち、医療的ケアを実施していると回答した事業所については27箇所

で、令和4年度の19箇所と比較して増加いたしました。こちらは目標値を既に達成しているという状況でございます。

しかしながら、参考数値にあるとおり、医療的ケアを家族以外に依頼できる人がいないと回答している方が4割近くいるということも判明しており、引き続き支援体制の整備に向けた取り組みを行っていく必要があるというところがございます。

6ページ第3節の部分につきましては、今回のアンケート調査結果から現計画の指標値の進捗を確認できるものではございませんので、参考までにご覧いただければと思っております。

次に7ページ、8ページになります。こちらは第4節と第5節の内容についてまとめたものとなっております。第4節から簡単にご説明させていただきますと、障害福祉サービスの充実、それと相談支援体制の充実のこちらの指標値につきましては、目標数値には至りませんでした。数値としては改善傾向にございました。

一方で情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実、こちらにつきましては数値としては前回より下落しているという状況でございます。

8ページに移ります。第5節「安全安心なまちづくりの推進」。こちらも第3節と同様にアンケート調査結果から現計画の指標値の進捗を確認できるものではございませんので、説明は割愛させていただきます。

ここから先、9ページ以降に設問ごとの単純集計、クロス集計等の結果の記載がございますが、今回皆様から事前質問等をたくさんいただいておりますので、個別の説明につきましては割愛させていただき、事前質問内容に沿って議論を深めることができると思っています。事務局からは以上です。

川越会長

はい、ありがとうございました。それでは事前質問もたくさんいただいておりますので、できる限り大事なことを取り上げていければと思います。

本日皆様にお配りしている「事前質問の取扱いについての整理」という文書に沿って進めてみたいと思います。まず2番目の質問、外来療育が終了となった時のフォローアップのあり方についてご質問させていただきました。ご回答もいただいているんですけども、実際紹介先の受け皿が限られているということも繰り返し伺っておりますので、全員を専門医療機関に紹介することが難しいことは現実的にそうだと思います。その善後策としてどのような方法があるのか。今、情報提供書を出せるような検討をさせていただいているというところを書いておりますけれども、追加のコメントがありましたら是非お聞かせいただければと思います。

事務局

健康福祉会館です。よろしくお願ひいたします。まず情報提供の点でございますが、現時点では就学前の時期に、保護者からの求めに応じて、検査結果ですとか療育の経過などを記載いたしました情報提供書を、担当の専門職が作成して発行しております。

今後につきましては、これまで保護者の方からの求めに応じて発行するという形式をとっていたのですが、その情報提供に加えまして、適宜年齢に応じて実施いたします検査に関する検査結果を、保護者の方に節目節目でお渡しできるような、スムーズにお渡しできる形を、今ドクターも含めて専門職と検討を始めているところでございます。また就学後というところになります、横の連携、機関連携、特に学校さんとの連携につきましては重要であると認識しております。ただマンパワー等の問題もございませぬ関係で、円滑に連携が図れるように検討してまいりたいと、こども発達センターとしては考えております。以上でございます。

川越会長

ありがとうございます。すごく大事なことを教えていただきました。今のお話でもう少しだけお尋ねさせていただきたいのですけれども、就学となるタイミングだけが心配だというわけではないので、その前にも何かありますか。

この頃にアセスメントをするというか、何かテストをやってみるとか、包括的な評価をするタイミングがある、そのまとめを保護者の方にお渡しするという検討をしてくださっている。そういう理解で合っていますか。

事務局

適宜というのは、心理士が行っております検査のことを申しました。最初にかかった年齢が例えば1歳とか2歳とか低年齢の頃で、就学の頃と比べると発達の度合いも全然違っています。そのスパンについては専門職の方で調整をしますが、それに応じて、例えば3歳、4歳、5歳などのポイントで、年齢と共に行った検査をそのポイントでお渡しできるように、という意味でございます。

川越会長

ありがとうございます。つまり医師が発行する診療情報提供書的なものももちろんあるわけですが、別にそれに限らず専門職の方はもちろん記録として評価をしたら記録するでしょうし、それを保護者にお渡しできるように整えていただくと親切ではあるかと思ひます。そしてお子さんによってどのぐらいの頻度でアセスメントをするべきなのかは、リスク状態によっても違ひ、状態によっても違ひのかもしれないので、一律に何歳と決めなくてもいいのかもしれないけれども、必要な頻度でやっていただいて、それを保護者の方に伝えておき、そ

して就学となるタイミングでさらにどこの方にお繋ぎするのかというところまで目配せしていただければと、すごくいいのではないかなという気がします。

もちろん仕事量がぐっと増えてしまうようなことでは現場が立ち行かなくなってしまうけれども、うまくその辺のバランスを考えながらより良い仕組みを検討していただければと思います。ありがとうございます。では先に進めさせていただきます。

事前質問の番号で申し上げますと 26 番、28 番というのが、基幹相談支援センターの認知度向上について星野委員からいただきました。そして私の方からホームページの改善やプッシュ型の情報提供の可能性、障害者の相談窓口が直感的に分からないとか、より良いやり方がないかというようなことをご質問させていただきました。その辺からご回答の内容も含めまして、もしコメントがありましたらお聞かせいただければと思います。

星野委員

ありがとうございます。就労ネットワークの星野と申します。よろしく申し上げます。書かせていただいた通りで、基幹相談支援センターさんの認知度ですとか、サービスの認知度みたいなものが上がっていくと地域としても良いんじゃないかなと思っておりまして、そのためのプッシュ型の広報戦略みたいなものをお伺いさせていただいたんですが、ご回答いただきましてありがとうございます。こういったことをされているんだなというのも分かったので良かったと思っています。

ただ実際にこういった基幹さんと連携させていただいた時に、直接困っていらっしゃる方にそのサービスや支援機関の情報をプッシュ型で伝えていくというのがすごく大事な事かなと思っておりまして、その辺をどういうふうな形で連携をされているのか、そのあたりをお伺いさせていただきたいなと思ったのと、あとはどこまでできるか分からないんですが、医療機関さんと連携しながらプッシュ型の広報みたいな形でできると、より困っていらっしゃる方に直接サービスが届くんじゃないかなとも思っておりまして、その辺は難しいのか何なのか、その辺もお伺いさせていただけたらなと思っております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。3つの事前質問へのご回答の中にも、昨年10月から手続き案内ナビゲーションが動き出しているということを教えていただきました。便利なものようです。それからLINE公式アカウントなども市として構えているわけですので、これをより活用できるように検討していただければいいのでしたら、すごく意味があるのかなとか。

それから「まつどDE子育てLINE」など、もう実際に動いている好事例もありますので、これを障害分野でも災害分野でも色々使える余地があるんじゃないかな

と想像はいたします。それから、基幹相談支援センターの認知度向上ということもまだまだ途上にあるということに関連してのご質問でしたけれども、吉川委員、この辺全体に関しましてコメントがあれば聞かせていただければと思ったのですが。

吉川委員

ありがとうございます。まず認知度が、これからもまだまだ開拓の途上にあるというのは本当におっしゃる通りで、ありがたい表現をしていただいたなと思っております。今後も周知に向けて努力してまいりたいと存じます。それから、ご本人様が基幹相談支援センターを知らないということに関してですが、ありがたいことに、ご本人様が知らなくてもどこかでご本人様の困り事を受け止めてくださった関係機関の方が、こちらにお繋ぎいただいているということが非常に多くございます。そうした関係機関が信号を見逃さずに繋いでくださっているという現状がありますので、私たちもそういったものをきちんと受け止めて連携していけばと思っております。

それから、認定調査を受けた方、そもそもサービスを使いたいという方、それより前の段階の方々をどう拾っていくかということも含めての星野委員からのご質問だったかと思えます。認定調査を実施している方は年間1,200人ぐらいでしょうか。新規で認定調査をしている方々は、必ず基幹相談支援センターに一度いらっしゃるなり、訪問するなりしてお会いして、基幹相談支援センターのこともご案内している状態です。それから、特別支援学校の卒業時の移行支援会議には必ずお招きいただきまして、基幹相談支援センターのご案内をさせていただいている状態です。そういった方々にまず確実に情報をお伝えしていきたいなと思っております。

それから障害福祉課の全ての窓口ブースに基幹相談支援センターの案内が日頃掲示されている状態ですので、そういったことも認知度の向上にご協力いただいているのではないかと感謝申し上げます。

また「広報まつど」の相談先窓口の一覧に松戸市基幹相談支援センターの名前をあげていただいておりますので、引き続きお願いできればと思っております。ちょっと答えに不十分な部分があったかと思えますが、今後ともどうぞよろしくお願いたします。

川越会長

ありがとうございます。事前質問28番のところに挙げさせていただいたんですけども、実際に松戸市ホームページの「市民相談」というサイトを開きますと、例えば「福祉まるごと相談窓口」などは分かるわけなんですけれども、ここに障害者が、現役世代の方が相談していいというふうに直感できないような見せ方というか、そのように見えると思います。お尋ねしたら障害に関する相談も承

るということなのでしょうけれども、相談する側がそれを認識できるのか、そのような見せ方になっているかということは課題としてあるかなというふうに感じました。

ぜひ工夫をして、自分がどこで相談すれば良いのかというのは対象者の方によって違うわけですが、どこでも大丈夫だとするのか、自分がどこかが分かるようにするのか、いずれかになるのかなと思いますので、ぜひそのような工夫も引き続き研究していただければと思います。

基幹相談支援センターに相談がいけばもちろん繋がるわけですが、知っていてももらわないとそこにそもそも来ないですもんね。簡単でないことは承知しておりますけれども、かなり工夫をしていかないといけないと思います。

では先に進めさせていただきます。もう1点ですね、関連しまして22番でご質問させていただいたんですけれども、資料2-2の自由記載の中にたくさん出てきた、非常に印象的でした「障害福祉課の窓口における待ち時間が大変長い」ということは繰り返し出てきました。この点について、一体どういうふうにするのがいいのかということでお尋ねをさせていただいたところです。

実際に当事者に一番近いお立場の澁川委員にはぜひお声を聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

澁川委員

今日も少し意見を話さなければいけないのかなと事前に思っておりまして、先ほどこちらの会議が始まる前に障害福祉課の方にまた行ってみましたら、この時間でありましてやはり椅子の方にずらっと皆さんが並んで、順番をお待ちになっているということで。私も全てのことが分かるわけではないのですが、何と言いますか。大事なことというのは、やはり本庁に来ないと色々な手続きができないと思うんですよね。やはりそうしますと、本当にお体とか、色々なご事情のある方がいらっしゃるって、もちろん緊急のことがあるということも皆さん重々承知の上で、やはりある程度見通しの時間が決まっていたらいいなとか、そういうふうにおっしゃる方が多いなと私も実感しております。以上です。

川越会長

今いただいたことに関して、ご回答の中でも予約を承っているという話もありました。もしかするとその周知が十分でないということかもしれませんし、お聞きしたところでは事業者専用ダイヤルですとか、メールでの予約もできるんだというようなことも伺いました。もう少しそのあたり事務局から追加でご説明いただければと思います。

事務局

事務局から回答させていただきます。まず回答の通りになりますが、サービスですとか権利擁護にかかるとご相談につきましては、職員が相談予約を受け付けているという状況でございます。それ以外の各手続きについては、本日は窓口でお待ちの方が10名以上いらっしゃるというような状況もありまして、そういったところでどう対応していくのかというところで、郵送の申請ですとかオンライン申請ができる手続きもございます。ホームページでも郵送申請を推奨しているという表示をしながら、なるべくお急ぎの方が来庁せずに手続きできるようにということを進めているという状態です。

また、障害福祉課の窓口ですが、委託事業により実施させていただいております。どうしても月末及び月初、月曜日及び金曜日というのが混む傾向にありますけれども、人員配置や配置スタッフの対応力の向上等によりまして、昨年度と比べて徐々にですが混雑の緩和は図られている状況になります。

川越会長

ありがとうございます。少しずつ工夫をしていただいているということは分かりました。そうすると、1つのアイデアですけれども、実際に窓口ですらっと待っていらっしゃる方に「予約をして後日待たずに相談することができますよ」といったご案内をして、今日はお帰りいただくなんていうことも含めてできますでしょうか。もしくは大きな表示でも出しますか。「予約できますよ」というような。

事務局

事務局より回答いたします。繰り返しの回答となりますが、窓口の各種手続きとは別に、障害福祉サービスや権利擁護に関するご相談につきましては事前予約を受け付けている状況でございます。現在の窓口業務の運用につきましては、各種手続きと相談対応を分けている状況となっております。

川越会長

ありがとうございます。他の質問で「コンシェルジュ」という言葉を使ってお尋ねをさせていただいたりもしたんですけれども、つまりこの手続きにかかる相談とその他の相談を峻別して、違う流れで対応がスムーズにできるようにというような形ができるといいのでしょうか。現在、窓口にいらっしゃる方については混ざっている状況なのですか。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。現在も様々な取り組みを執り行っている状況ではございますが、より円滑に、市民の皆様にお分かりいただきやすい手法につきまして、委託事業者とも連携し、検討してまいりたいと思います。

川越会長

では先に進めさせていただきます。過去のこの会議体でも繰り返し取り上げてきております「相談支援専門員の不足」について、16番の質問でお尋ねをさせていただいております。19番の質問では「認定調査業務を実施する体制、役割分担」ということで、近隣市の実施体制も含めお尋ねをさせていただいております。ご回答もいただいておりますけれども、これに関連して、大友委員はご欠席ですけれども、コメントを寄せていただいているとのことですので、事務局から代読していただければと思います。

事務局

大友委員から、相談支援専門員の不足についてコメントをいただいておりますので、そちらについて代読させていただきます。

「市としても、計画率のアップのために何ができるのか検討を続けてくださっているとのことです。相談支援の現場からは、計画相談サービスだけで収入を得ることの困難さについて聞かれます。運営は本当にギリギリの状態であり、もっと計画数を増やさなければさらに運営は成り立たなくなりますが、1人事業所や数名の小規模の事業所におきましては、書類整備や請求にも多くの時間を使うため支援だけに集中ができないという声も聞かれます。また適宜計画相談をサポートしていく役割のはずの基幹相談支援センターも、人員不足や業務過多により差し迫った状況にあることも、計画相談が行き詰まる大きな原因の一つであると思われれます。新規事業所に対して加算の上手な取り方、業務整理の仕方、支援に行き詰まった時の具体的な導き、アドバイス、資源の紹介など、基幹相談支援センターからすぐにサポートしてもらえば、新規や小規模の相談事業者ももっと活躍できるようになるのではないのでしょうか」。以上になります。

川越会長

ありがとうございます。実際に相談支援専門員さんのご負担は大きいのだと思います。コメントの中にもありました「後方支援」という機能を基幹相談支援センターが果たしていただけると大変助かるということでしょうし、それから19番の質問で出させていただいた内容、前回も少し触れましたけれども、この認定調査をそもそも誰がやるのが一番この市全体としてバランスが良いだろうかということで、他市のことを調べていただきましたら、県内近隣市の5市のうち4市が直営でやっていらっしゃるという回答になっております。

当事者である吉川委員に是非コメントいただきたいのですが、基幹相談支援センターの負担を減らすということと、相談支援専門員のサポートをしていただくということは、切り離せないような話かなと思いますので、合わせてコメントいただければと思います。

吉川委員

はい、ありがとうございます。大友委員からのご意見、真摯に受け止めさせていただきたいと思いました。まず1つ、基幹相談支援センターの負担を減らすという部分で、前回の話題に上がりました認定調査の担当機関をいかにするかという点なのですが、19番の回答箇所には流山市の基幹相談支援センターが入っています。しかし流山市では基幹相談支援センターに委託しているわけではなく、基幹相談支援センターに併設している一般の委託相談の事業所の委託仕様書に認定調査が入っているそうです。

そのため、流山市の基幹相談支援センターでは併設の委託相談事業所の部分で1年間合わせて約20件の認定調査を行っているのが現状と私は聞いております。そういった点で言いますと、こちらに上がっている近隣市は全て、流山市は直営というわけではないのですが、ほぼ直営という形になるのかなと思います。加えて流山市は、新規は原則流山市が行い、そして更新の認定調査は、委託相談の3事業所に調査ができる人がいればチェックをつけてください、と問い合わせがあるそうです。

そこでできる分だけを申し出るという形になっているので、その結果、流山市の基幹相談支援センターが併設する事業所では年間20件程度に留まっているということでした。松戸市内の3つの基幹相談支援センター合わせての認定調査数は、先ほども年間いくつというふうに申し上げましたが、大体平均すると1つの基幹相談支援センターが360から370件前後と捉えています。この数と、流山市の併設している事業所が行っている数値というのは大きな乖離があるのかなと感じました。

認定調査をどこでやるかというのは、なかなか難しい問題ではあります。まず私ども基幹相談支援センターでできていない部分に関しては、お忙しい市のケースワーカーさんたちが手分けして遠くまで調査に行かれているという実情を、私も何と言いますか、心苦しく思っております。それを今の障害福祉課のワーカーさんたちにお渡しするという意味ではなくて、適切な部分である程度受けていただけたらと、少し地域づくりに注力する余力が生まれるのかなというのは実際感じるところではございます。実情の部分は私も十分存じておりますので、この部分に関しては今後共に考えていけたらいいのかなと思っております。

それから長くなりましたが、もう1点ありました。相談支援専門員さんをサポートするという基幹相談支援センターの重要な役割の部分、十分に果たせていない実情があるとこちらでも捉えております。そういったこともありまして、3、

4年前、市内の全相談支援専門員さんにアンケートを取りまして、「センターに相談しにくいと思ったことはありますか」というふうにお尋ねしたのですが、連絡が繋がりにくい時はあるけれど、それほど思ったことがないといった意見が大半ではありました。

ただ、その回答に甘んじてはいけないとは思っております。松戸市のセルフプラン率が非常に高いことから、どうしてもこのセルフの方々の支援を基幹相談センターで手分けしている。そうなっていると、相談支援専門員さんたちと基幹相談支援センターの業務はすごくリンクしているんですね。やはりお互いに助け合っていかななくてはならない関係だと思っています。相談員さんたちの負担を減らすために、経済的な負担の部分をサポートする、それから困難ケースについても私たちがサポートしていくというのを、それぞれに今分けて考えているところです。

経済的な部分に関しては、1人事業所がいくつか集まって連携加算として請求できる仕組みを活用できるように、基幹相談支援センターとして勉強会などにも参加し、具体的にそういったアドバイスも今少しずつ始めていっているところです。また長くなってしまうましたが、今相談支援専門員さんが足りないという現状がある中で、増やしていくことも大切なのですが、今いる相談支援専門員さんたちに本当に計画相談が必要な方々についていただくための工夫というの、同時に並行して必要なのではと思っています。誰でも彼でも相談に繋げるという形になってしまうと、いざという時にそうした方々の計画の方が足りないという現状があります。やはり優先的に相談に乗って、計画相談につなぐための工夫というのを別途考えておく必要があるのかなと思っています。長くなって申し訳ありませんでした。以上です。

川越会長

ありがとうございました。様々な負担を背負っていただいている現場からの声として伺いました。認定調査の部分につきましては、例えば介護保険の場合で言うと、初回は市の職員が行っているのではないかと思います。そして更新をケアマネジャーさん等に委託しているのではなかったかなと思いますので、今お話しいただいた流山市がそれにほぼ類似するやり方ということなのかもしれないなと思いました。

件数の桁が違うぐらいのこのようですし、もちろん4市は直営でやっていらっしゃるということですので、市の現状がかなり違う形になっているという、まずは現状を考えていきたいと思います。突然担う職員の方が生まれるわけではないでしょうけれども、基幹相談支援センターが本当に相談先の支援や困難事例のサポートに注力できるとしたら、このような大きな仕事の塊の部分の負担が減らせられるといいのではないかなと期待いたします。そのような方向で、ぜひ喫緊

の課題でもありますので、障害福祉課の方でも検討を重ねていただければと思います。

では先に進めさせていただきます。同じく相談支援専門員にも関係しますが、21番のご質問で「弁護士との契約に基づく相談体制」というようなものが、基幹の相談の中から記載があったかと思えます。これについて現状、高齢者分野では契約に基づくものが現にあるわけですが、障害分野はまだそこまですべて確立していないというようなお答えでしたけれども、追加のコメントがありましたら事務局からお願いいたします。

事務局

ご質問への回答につきましては記載の通りとなりますが、現状、基幹相談支援センターから障害福祉課で契約を結んでいる弁護士の方への、契約に基づく相談ということは、今のところ対応はしておりません。

今後、当該契約に基づいて基幹相談支援センターも相談できるようにするのかというところを、現在契約している弁護士の方と、業務の兼ね合いもございますし、契約金額等の兼ね合いもございますので、相談させていただきながら、検討を進めていきたいと考えております。以上です。

川越会長

高齢者分野については自分も関わっておりまして、大変助かっているという貴重な助言をいただけて、取り組みが進められているということがございます。

そして高齢者分野ではそのような相談事例を事例集として毎年度末にまとめているということを伺っております。そのようなことをまた共有すると、「こんな場合にこんな対応や助言が得られるんだ」「こんなふうに対応したらいいんだ」というような、経験値が重ねられていくということができているようです。

ぜひ障害分野でもそのような形を目指して整えていただけるといいなと思いました。萩原副会長、いかがでしょうか。

萩原副会長

東葛総合法律事務所の萩原です。今会長もおっしゃられましたけれども、弁護士のサポートというのは、やはりその福祉分野の支援者の方と、司法という私たちの職業の視点というのは、良くも悪くも違う部分があって、そのケース、特に困難ケースなどの時には、どうしてもその目の前の支援のところではなく、全体的な解決を見た時にどうするのかというところからのアドバイスをさせていただくことが多いんですね。

そういった意味では、特に基幹さんなどが抱えるであろう困難ケース等に法的視点でのアドバイスをするといったところで、スムーズに解決というか、少なく

とも見通しが立てられるというような、安心感が与えられるのかなというふうには私も実感としては思っております。

ぜひその弁護士ですが、実情は、基幹さんの相談も個別の知り合いの弁護士さんに相談して対応するということも結構あるというふうには私も実感としてあるんですけども、やはりそうするとなかなか個別の自分の繋がりだけで相談していくというところでは、相談する側も申し訳ないなと思うところがあつて限界があったりするんで、そういった契約に基づいてちゃんとできるというふうなところがあるともっと活動しやすいのかなというふうにも思ったりはしています。

以上です。

川越会長

ありがとうございました。大事なことですのでは是非研究していただければと思います。では先に進めさせていただきます。これもまた現場のご負担軽減という意味で、20番目のご質問で「書類作成の簡略化を望む声」の「署名や押印を不要にするなどの簡略化はできないか」という声がありましたので、ご質問をさせていただきます。

ご回答もいただいているんですけども、これは大友委員や吉川委員も、現場として様々な書類作成にまつわる事務というか手順が煩雑で、たった一個のサインや押印をもらうのに移動したり時間を要したりすることがあるということなのだろうなと思いました。大友委員からの事前のコメントを代読していただければと思います。

事務局

事務局です。大友委員のコメントを代読させていただきます。

「この項目は基幹相談支援センターに対してというものなので、計画相談は当ではまらないかもしれませんが、基幹も相談も訪問事務の大きさは同じなら、少しでも減らせれば別の連携や支援に活かせるのは確かだと思います。署名をもらうということはご本人の意思確認をどのように行ったかの証明になりますが、遠隔でも確実に意思確認を取れる方法やご本人の現況も確認できる方法の確立など、ここでもICTを相談支援でどう活用していくかが大きなテーマだと思います。文書作成へのICTの導入も今は各地で進んできているようです。何をどう簡略化し、何を簡略すべきではないのか、判断していく時なのではと思います。」

以上です。

川越会長

ありがとうございます。吉川委員からも一言コメントいただけますでしょうか。

吉川委員

はい、ありがとうございます。大友委員のおっしゃる通りかなと思いました。ご本人の意向であるということを確認していくというのは私たちにとって一番基本となるところですので、やはりそこは疎かにしたくないのです。そこを疎かにすることなくできる方法というのを、模索していく必要があるのかなと思います。以上です。

川越会長

ありがとうございます。現場のことが分からずに想像で申し上げますけれども、代理申請の例がこの記載に書いてありました。例えばご本人から電話で申請をしたいという申し出が基幹にあって受け付けても、申請書を完成させるには署名や押印が必要だ、それをもらうためにわざわざお宅に1回行って署名捺印だけもらってまた帰るといふ、その往復が必要になる。

例えばですけれども、それが本人じゃない人から電話があったら話は別なのですが、ご本人でさえあれば、後日申請がされたら訪問調査に行くことにはなりませんよね。訪問調査の時にご署名捺印をいただいたら書類は完成するわけですので、そのような弾力的な動きというのはできないものなのかなと、素人ながら想像をいたしました。現場の負担をできるだけ減らせるような、法に定められた範囲を逸脱しない、本人の意向や尊厳がもちろん担保されている、そういう前提で上手にできる運用ができたならなと期待いたします。

では先に進めさせていただきます。星野委員から、5番、6番、7番ですね。就労支援や就労移行支援に関して、かなり専門的なご質問も含まれていて、アウトリーチですとかスモールステップ、テレワーク、超短時間雇用といったことを挙げていただいております。是非追加のご発言がありましたらお願いいたします。

星野委員

ありがとうございます。就労支援の分野から3つご質問をさせていただきました。ご回答もいただきました。まずアウトリーチやスモールステップの項目の中でですが、回答も見させていただいたところ、もし可能であればアンケートにお答えいただいた方々だけでも、直接訪問は難しいかなとは思いますが、お電話やメールで支援機関の情報提供や相談の受付などができると、全然また違うのではないかなと思ったところです。

あとはテレワークや超短時間雇用ですね。これもやはり年々需要が高まってきているなというのは、アンケート結果と、私は就労移行支援の事業所にいるのですが、そういった方々からのニーズとしても高まりをすごく感じています。しかし、まだまだやはりその需要に供給が追いついていないと言いますか、2年前から超短時間雇用、20時間未満の雇用も、障害者雇用の法定雇用率のカウントにな

るようになりましたが、まだまだやはりそういった求人というのも少ない状況です。そういった短時間の雇用や、テレワークの求人などが広がるといいなと思っております。

回答を見させていただくと、若者サポートステーションさんやキャリアサポートデスクさんと、超短時間勤務に理解のある企業さんと求職者とのマッチングを行っていますと書かれていたので、もっとこういったところが広まっていくといいなと思っております。就労や就労支援部会などで、ご協力させていただけることがあれば一緒にさせていただけたらありがたいなと感じたところです。

あとは定着に関しては、今後の市内としての課題になってくるのかなとは思っているのですが、回答いただいた内容からも、その通りだと思ひまして、まだ少し実態が分かりきっていないところがあるなというのは私も感じました。そこは松戸市さんと、あと就労支援部会含めて実態の調査などを行っていったから、具体的な施策を検討できるといいのではないかなと思った次第です。長くなりましたが以上です。

川越会長

ありがとうございました。今ご説明いただいてさらに理解が深まったのですけれども、若干気になったのが、商工振興課の方で行っているマッチングという取り組みについて、星野委員のようなお立場の方がご存知なかったのでしょうか。もしくはコラボレーションが通常ないということなののでしょうか。現状はどうでしょうか。

星野委員

すみません。全く存じ上げなかった取り組みでして、こういう動きをされているのだなという、すごくいい動きだなと思ひました。もっと周知いただけたらいいのかなとは思ひました。もっと広げていきたいです。そういった企業さんがたくさんあるのであれば、ご協力して広げていきたいです。以上です。

川越会長

この「松戸就労ネットワーク」という組織の立ち位置や関係性や動きを存じ上げてはいないんですけれども、是非、市とタイアップして物事に取り組んでいただけたら、より強まるのではないかなと期待いたします。双方が努力するのが良いのかもしれませんが、はい、ありがとうございます。

それから、もちろん就労のことですので、職業安定所の山本委員にもコメントをいただければと思ひます。

山本委員

はい。ありがとうございます。山本と申します。ハローワーク松戸でも障害者の雇用支援を各種行っております。ちなみに6月1日時点で、障害者の雇用状況について全国的な調査、「6・1（ロクイチ）調査」というものを毎年実施しております。その中で障害者の実雇用数であるとか実雇用率というのはもう毎年向上しているのですが、昨年、それから今年もまた7月時点で法定雇用率が上がります。雇用義務が発生しているが雇用できていない事業所、企業規模拡大により新たに雇用義務が発生したが雇用できていない事業所、これら一人も雇用できていない企業を「ゼロ人雇用企業」などと申し上げたりするのですが、雇用率上昇に伴い年々増えたりしております、ハローワークでは求職者への支援と事業所への支援、両面から行っております。

その雇用率未達成の企業に対して雇用率を達成していただくため、障害者の雇用についての支援、アドバイス、助言等をしています。障害者を雇用していただくために仕事の切り分け、先ほど出た超短時間労働など、1人の人が担う仕事を3分割して、例えば3人の短時間の障害者を雇ってくださいとか、色々な手法のアドバイスをさせていただいているところでございます。

また、コロナ禍をきっかけにテレワークの求人というのも徐々に増えてきておりますが、現状でテレワークの求人は、例えばハローワーク松戸管内には障害者求人ではなくて一般の求人を含めても5件しかない状況です。千葉県全体でも81件。ただこれが千葉、東京では4,700件強。テレワークですので、逆に言えば通うことがないので例えば沖縄の企業であってもいいわけですから、そういう意味ではだいぶ増えてはきているのかなと感じております。

ただ、またその求人の仕事内容が大体事務系、パソコン関係に限られてしまうので、パソコンのスキルや技術はどうしても必要になってしまいます。誰でも応募できる、就職できるチャンスがあるというところまでまだ到達していないのかなという状況にあります。先ほど星野委員がおっしゃったように、10時間から20時間、これまで週の所定労働時間が20時間以上でないと障害者を雇用したその雇用率にカウントする数字に入れられなかったのが、身体・知的の重度障害及び精神障害の方は、10時間以上20時間未満でも0.5人分とカウントできるようになったということです。

そういったところも超短時間雇用の手助けと言いますか、企業としては障害者雇用の促進につながると考えます。なかには「10時間未満でちょっとだけ働きたいのだけれど」という障害者、実際に理解のある会社で週に8時間ぐらいなら働けるといって障害者を雇っている会社もありますが障害者雇用率にカウントされない、是非厚労省に要望してほしいと陳情を受け、厚労省の幹部にお伝えしたこともありました。

色々な課題がたくさんあって中々進んでいないということもありますし、雇用率が上がるたびにその法違反状態の企業が増えてしまっている、こういったと

ころをどうしていくかという課題もなかなか大変というようなイメージであります。

川越会長

ありがとうございました。勉強になりました。東京を含め全国の求職もなくはないということですね。それをいかにマッチングできるか、もしくはそのスキルアップ、障害者ができることを創出していくということでしょうか。ありがとうございます。

では先に進めさせていただきます。質問番号 14 番で緊急一時支援について取り上げさせていただきました。こちらについては荒井委員の法人で行っているとお聞きしていますが、現場の声をお聞かせいただければと思います。

荒井委員

松里福祉会の荒井です。よろしくお願いたします。私自身は生活介護事業所の管理者をやっているもので、短期入所業務に直接携わっているというところではないのですが、直接現場の職員や管理者との対話の中で感じたこと、状況を簡単に、説明と報告ができればなと思っております。

まず、一番初めにやはり、対人の支援になるので、今この福祉の業界だけではないとは思いますが、やはり人材確保、人材難というのがすごく影響が出てしまっている状況なのかなというふうに話をしていました。実際、テレビでも世間的に転職のテレビ番組などがやっている中で、やはりもうどんどんどんどん転職に対してのハードルというのも下がっていく中で、この福祉の業界というところの人を確保していくという難しさをすごく感じている状況ですね。

ただ、当法人としては、基本的に緊急的な一時支援については、やはり状況が状況ですので基本的に受けるような、できる限りでそういうような対応を、というふうに思っています。ただそれと同時に体験の場とか、経験の場みたいな場所も確保していかなければいけないという同時の課題があるのかなと思うのですが、ただそこに関してはやはり職員の体制状態であったり、当法人がグループホームの中にある短期入所というか、その受け入れの場所になっておりますので、利用者の方にとってはお家になる場所に新しい人が来るというところでの、マッチングと言ったらあれですけども、関係性みたいなものもすごく重要になるので、すごく難しい部分というかハードルが上がっている部分もあるのかなというふうに思っております。

あとは、そうですね、体験の場イコールそこが緊急一時支援の場という括りにしてしまうとなかなか先に進まないものがあるんじゃないのかと。要は、体験の場というのがやはり今、その登録事業者数が2つというところで、やはりそこでない、というようなイメージももちろんあるでしょうし。ただしその部分が、現場としては事業者が増えていって、その「泊まる」という経験を増やし

ていってもらおうと。その経験で情報であったりだとか、要はこの方はこういう支援が必要なんだよとか、こういう細かい配慮が必要なんだよというものができていって、その辺の資料というか、その計画であったりとか行政も含めて共有というか、言葉が正しいかあれですけれども、一緒になって取り組んでいかないと中々前には進めない状況なのではないかというような、現場としては声が上がっております。

現場として本当に受けたいんだけど、中々受けられないとかという体験に関しては、すごく言葉として上がっていました。あとは、緊急というところの基準というか、その辺が厳しいのではないかなという意見をいただいたこともあるようなのですけれども、やはりそこをある程度緩めすぎると本当に困っている方たちが受け入れられなかったりという問題も出てくるというのも、現場の中ではお話が出てきたところでございます。以上です。

川越会長

はい。ありがとうございます。もう少しだけ教えてほしいのですけれども、緊急の基準が厳しいというのは、具体的にはどんな基準になっているということなのですか。

荒井委員

すみません。私もその詳しいことがあれなのですけれども、基準の中では、例えば片親の方などでどうしても出なければいけないとか、そういった基準があったりするようなのですね。すみません、私も申し訳ございません。詳しいことはあれなのですが、その中で登録自体が中々できなかったり、そういったものがあるようなのですが。

川越会長

今のお話は、登録の基準が厳しいということみたいですね。

荒井委員

そうです。

川越会長

はい、分かりました。元々の質問からもう一回復習しますと、知らなかったという方が7割という課題もあるわけですし、現計画の議論に向けて登録者数を年間100人増やすということで取り組みを進めていただいた結果、6年度末で293という数字になっているわけですけれども。

それから、できるだけ体験をやっておいた方が現場としては安心安全だろうという気がしますが、この293人のうちどれだけ体験が終わっているのかなという

のは、そういえば数字でお伺いしたことがなかったので、また今度教えてほしいです。

そして利用者の数はこのぐらいというトレンドになっているわけですがけれども、事務局に教えていただいたところ、利用者のうち8割が登録者だということでした。つまり2割の方は登録がなかったけれども緊急で受け入れていただいたということで、これはもう現場の工夫努力ということで、感謝のみというところなのですからけれども。

そして知的や精神や身体、様々な障害のバリエーションがありますので、何でも受けられるのかとなると難易度が非常に高い。さらに問題点としては、その医療的ケアが必要だとか行動障害が強いという方は、これまた非常に制約が大きい。当然のことだとは思いますが一週間に全部はできませんけれども、できることから整えていくしかない。

そんな途上のまま、質問のところは、まずは知っていただく、登録していただく、体験していただくに使える幅を広げていく必要があるんだろうなと思いました。事務局、何かございましたか。

事務局

はい。事務局より補足させていただきます。利用者に関する定義なのですが、登録自体は短期入所という障害福祉サービスの支給決定を受けている方であればどなたでも可能です。

実際の利用に当たっては、通常の介護者の方が急病、事故により不在である、生命に関わるような状態、もしくは公共機関からの緊急的な対応要請などに該当する場合と定義をしております。それらに該当する場合に、受け入れをしていただくようお願いをしております。なので、そういった緊急事態に受け入れができるように、空床保障をしています。先ほど荒井委員もおっしゃっていたようにあまり定義を緩めすぎても、本当に緊急で必要な人が利用できなくなってしまう。緊急の定義を緊急一時支援のチラシの中にも記載していますが、改めまして周知に力を入れていきたいと考えております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。よくわかりました。そうしますと、本当にこれは困ったな、心配が必要だなと思ったら障害福祉課に相談すれば、公的な機関から依頼があったということで利用ができるということになりそうですね。

事務局

公的機関としては警察や児童相談所を現時点では想定はしております。もちろん障害福祉課で判断して、これは緊急的な受け入れが必要ということであれば、直接障害福祉課からご依頼させていただくこともあると思います。

後は具体的な個別事例に基づいて判断をしていくということで、ご理解いただければと思います。

川越会長

ありがとうございます。この件は高齢者分野でも長くやっていますが、梶原委員、緊急保護をたくさん受けていただいているのではないかと思います。現場の受け止めに教えてください。

梶原委員

はい。民児協から出ています梶原ですけれども、特別養護老人ホームの連絡協議会にも関わっておりますので、お話しさせていただきます。特別養護老人ホームが今松戸市内に24施設ございまして、市の方との協定を結ぶ中で、緊急ヘルプネットワークというネットワークを今運用しております。

全部で24ある施設を半分に分けて、松戸警察署と松戸東警察署の管内と、市内を半分に一応分けて毎月当番の施設を決めて、身元が分からない高齢者を緊急的に保護入所させるというお話に答えているということです。基本的には皆、介護保険の事業所になっておりますので、介護の認定などが後と言いますか、特にその日に申請をするとか色々置きながら、連携を取りながらご協力をさせていただいているということです。

ちなみに実績的に、年間を通じても数件あるかないかといったようなところにはなっておりますが、現段階では色々な緊急の案件に対しては個別にケアマネジャーさんが動いたり、市役所の方にサポートしてもらったり、個別の事業所で対応しているケースはこの表に出てきておりませんが、そういった緊急のケースも実際にまだまだたくさんあるのも事実だと思います。簡単ですが、以上です。

川越会長

ありがとうございました。感染症をチェックしたり、虐待の疑いだったり、色々な事例を受け止めていただいているかと思います。感謝申し上げます。では是非、障害分野でもより良い仕組みをだんだんと整えていただければと思います。

今、関連しますけれども、15番目の質問が「地域生活支援拠点」について、運営協議会の実施状況ということをお尋ねさせていただいています。別紙でもうお配りいただいているんですけども、少し追加でご説明を事務局からお願いいたします。

事務局

はい。地域生活支援拠点ですが、今年度2回運営協議会を実施しております。登録事業所数は10事業所となっております、それぞれ3圏域の基幹相談支援セ

ンターにも参加していただいております。今年度の運営協議会では、松戸市の地域生活支援拠点における課題というところを主に意見交換を行いました。

いただいた課題、ご意見につきましては記載の通りでございます、この個別の課題の中から今後松戸市として取り組むべき課題・方向性を決めていくことが、本協議会の次のステップでございます。目指すべき方針を決めるということ、今このところ目標としている状況です。以上です。

川越会長

ご回答の中に記載していただいております、この協議会と自立支援協議会、基幹相談支援センターの3者が連動できていないという問題認識から、次期計画も来年度は策定しなければいけないわけですので、悠長に構えてはいただけないと思います。では、どのように連動するような形を整えていくのかということとは一定のスピード感を持って議論を重ねて、次期計画には明確に盛り込めるようにできたらと思いますので、よろしく願いいたします。では続きまして18の質問。関連するのですが、この「自立支援協議会や障害福祉のあり方検討会」について、今少し触れましたけれども、追加でご発言がありますでしょうか。

吉川委員

すみません。先ほど15番のご質問に関しての議題が残っていました。また18番に関しても関連することですので、発言をさせていただければと思います。この地域生活支援拠点というのは、皆さんご存知かと思いますが、障害のある方がいざという時に対応できるような地域づくりをしていこうという、そういったものが地域生活支援拠点の構築のイメージと捉えていただければと思います。

障害のある方が高齢化して障害が重くなってしまったとか、世話をしている方が急にいなくなってしまうと、今日からどうやって暮らしていこうかとなった時に、地域があらかじめ体制を作っていけたら安心だろうということで、この地域生活支援拠点というものを目指してやっているわけでございます。ただこの地域生活支援拠点のことは、これから申し上げるような、自立支援協議会のあり方検討会の中では、相談支援部会の中でしか話せていないテーマです。

今申し上げたような、大きな、そして今後重要となってくるテーマを扱うことになりますので、本来であればきちんと自立支援協議会で話せばいいかなと思います。ただその自立支援協議会とあり方検討会とが、今別の形態で行われているという形になりますので、その連動をより一層考えていかなければいけないと思います。

15番の回答部分に、拠点の会議と自立支援協議会と基幹相談支援センターの3者の連動という文言がありますが、この3者を連動していくようにというのが国が提示しているイメージ図であります。私たち3つの基幹相談支援センターもどうかこのイメージ図に沿ってやっていけたらなとは思っているのですけれど

も、なかなか進んでいない実情がございます。あくまでも国が目指すものは1つのモデルですので、松戸は松戸独自の形というのがあるのもいいとは思いますが、やはり拠点のことは自立支援協議会の中でもきちんと取り上げられる体制を考えていけたらと思っています。

また、自立支援協議会は条例によって定められていますが、条例の定めの中にはあり方検討会が含まれていない状態です。そのため、あり方検討会よりも上位の会議体の部分に基幹相談支援センターは関与していない状態になります。

3者の連動を考えると、この建付けについてもどういうふうに私たちも考えていけばいいか、本来ある要望にどう応えていくのがいいかというのを、今基幹相談支援センターでも検討しているところです。

川越会長

ありがとうございました。今までの経緯やそれぞれの会議の役目ですとか、条例、全部分かっていないんですけども、大事な連動をさせる。連動ができていないという認識から出発して、それが連動するように整えていくことは大事なことでと考えます。

これは提案なんですけれども、例えば今回のこの協議会に何かしらこの全体を俯瞰するような形でお示しただけないですか。ここに書いてある通りだと思んですけども、協議会と自立支援協議会、基幹相談センター、そのあり方検討会、様々なもの。部会もあるんですよ。様々なものがどのように連動するのかということ、まずは絵として整え、それが実際に実働、本当に連動するように取り組んでいくのいいのではないかと思います。よろしいですか。

事務局

今回の会議の中で、何かしらの形でお示しできるように準備させていただきます。

川越会長

ありがとうございます。来年度は計画策定年度ですので、その始まるの時点ではそのような整理がある程度見えていて、より深めていく、具体化していくという議論を進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

では、もう少し先に進めさせていただきます。13番でご質問させていただいた内容は「避難行動要支援者避難支援制度」についてお尋ねをさせていただきました。ご回答いただいているんですけども、実際に対象者、松戸市が定めたものそれぞれにおいて登録率が12%、34%、38%、24%という状態であるとのこと。この数字を高いと見るのか低いと見るのか、一体何に取り組んだらいいのか、下手をすると数万人というような人数になるかもしれませんので、とても端から端

まで取り組むのは簡単なことではないので、これもまたより優先度が高い方から順に取り組んでいくしかないと思います。

そういう意味で医療的ケアが必要な方とか、先に着手はしていただいているというふうに承知しておりますけれども、もしよろしければこの辺は、障害福祉サービスの事業所をやっている委員の方、今日たくさんいらっしゃるわけなんですけれども、実際に現場で障害の利用者の方に対峙し、ご担当いただいでいて、もちろん当事者のご心配もあるかもしれませんし、皆様のお預かりの時に発生することだってあり得るわけですけれども、何かしらコメントをいただける方がありましたらお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

では佐塚委員お願いします。

佐塚委員

社会福祉法人気づきの佐塚です。今施設では医療的ケア児の方たちがすごく多く通所していたり、あとは入所しているところもありますので、その時に地域の近くの人たちも含めて、うちの施設に来る人が多いんじゃないかと、職員たちがすごく心配しています。医療的ケアをやっている施設と言うと、多分地域のこの施設というふうに言われてしまうとみんな思っています。

そこで、やはりバッテリーの件とか、日頃から避難訓練の時にどういうふうにしたらいいのかと実際を含めて利用者を移動したりとか、本当に炊き出しまでどういうふうにしたらいいのかというのも、現在は練習しています。それと、医療的ケアのある人たちはもう自宅から出ない方が安全だというふうにも言われていますので、そのことについては家族とかにも周知したりというのは、日頃から務めるようにしているようです。以上。

川越会長

その他ございますか。では、江波戸委員お願いいたします。

江波戸委員

ありがとうございます。私は普段精神障害の方を対象にしているのですが、今この記載にある方で言うと、やはり精神障害者保健福祉手帳の1級の方が対象になるのかなと思います。反面、やはり地域で暮らしている精神障害の方で、自分の病気のことを周りに知られたくないという課題意識を持たれている当事者の方も多のかなという認識を持っております。

先ほど佐塚委員からお話があったように、これまで災害があった場面というのは、前日の質問事項でもあった生活支援部会が多く検討していた事項になるかと思えます。私も生活支援部会に以前所属していたこともあり、橋本委員も参加させていただいたので、こういった災害の場、住まいの場というのを引き続き検討する協議会の1つの部会というのがあった方が、私としても頼もしい

かなと思っております。あともう1点なのですが、私は千葉県 DWAT に所属をしておりまして、やはりその中で被災地支援を行う際にはこういった名簿が必要になるという部分があるので、この市町村、また民間市民の方とどう連携していくかは今後の課題かと思えます。以上です。

川越会長

ありがとうございます。確かに、先ほど18番で十分に触れられなかったのですが、地域生活支援部会の再開というコメントが確かにありました。このところはあまり明瞭に取り上げられてはいないのですが、現状はないということに絵としてなっているのですが、過去にあった時期があるということだったのでしょうか。なくなった経緯や理由は承知していませんけれども、そんなことも議論した方がよろしければ。事務局、追加はございますか。

事務局

事務局より回答いたします。地域生活支援部会につきましては自立支援協議会における部会の1つとして平成30年度まで機能しておりました。主な目的は、精神障害を有する方について精神科病院からの退院促進と地域生活の定着における取り組みとなっておりました。

令和元年度から、国の施策により退院促進の取り組みをさらに拡充することを理念とした「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」に基づく会議体になりました。本事業で市町村は協議の場を設置することを必須とされましたので、地域生活支援部会を独立再編した形で、令和元年度、2年度は「松戸市障害者地域包括ケアネットワーク事業」として機能した実績がございます。国の施策に伴いまして、事業のあり方が変容したということとなります。事務局からは以上です。

川越会長

はい、分かりました。地域包括が必須となったということで形が変わったというところは理解しましたが、一方で、別に地域包括ケアシステムを作って、地域生活支援部会というのを継続設置しても別に害はないような気がします。確かに相談・就労・子どものどれにも該当しない論点がありそうですね。そんなことも合わせまして、先ほど次回絵をお示しいただきたいというところに、案としての検討も含めていただければと思います。

では、先に進みます。もう1点だけありました。先ほど佐塚委員が言ってくださった、災害時に避難所に障害児がいらっしゃるのではないかというお話でふと思ったのですが、福祉避難所として特別支援学校が設置されていると思います。学校にもたくさんいらっしゃる想定や覚悟と言いますか、対応は現状どうなっているか、いずれか委員の先生、聞かせていただけますでしょうか。

山澤委員

はい。松戸特別支援学校の山澤と申します。学校における非常時の訓練としては、引き渡し訓練等の実施をしております。また、本校も医療的ケア児が非常に多いので、自家発電機だったり、そういったものを準備し、それからまた点検訓練等をして、稼働するかどうかも含めて準備等をしているところではあります。

川越会長

はい、ありがとうございます。引き渡すのはもちろんとして、福祉避難所として受け止める側になることも想定して、発電機なども準備はしていただいているのだと思いますけれど、皆さんお一人お一人重たい方だと思いますので、簡単だとはもちろん思いませんけれども、一つずつ準備を進めていく必要があるのだろうなと思いました。では先に進めさせていただきます。瀧本委員から25番のご質問。「20代の障害者への関心が薄い現状」というのを憂えてのご質問をいただいております。瀧本委員、追加のお考えやコメントをいただけますでしょうか。

瀧本委員

これについては20代だけではなくて、関心を持つということが皆さんに浸透することが大事だと思って、この質問は先に書いてしまったんですけども。市民に対して、いかに関心を持つ、少しでも何か例えば行動ができる方は行動する。例えば、優しい気持ち、思いやり、そういうところからなのだと思うんですけど、市としては何か具体的にあると思って質問させていただきました。

回答もいただいております。このお答えだと、高校生のボランティアぐらいなのだとふと思いました。多分松戸さんとか松戸特別支援学校さんは、地域の小学校とか、ある学年では交流会とかをしていらっしゃると思うのですけれども、他に何かあるかしらというか、そういうのがやはり関心を持っていくことは、もっと福祉施策に対して例えば予算が流れていくという仕組みにもなるし、本当にお金じゃなくても何かできることをサポートできること、それから今日色々お話をお伺いしていて、知識というか、こんなことがあるんだという、知らなかったことも一市民としてあるわけです。

ですから、もう少し何か市として、この協議会をお持ちですから、何か一つであれば教えてほしいなど。この答えだと、もっとこういうことを考えていますとか、何かあるといいなと思っています。どうしても相手方があるから、消極的になるとは思うんですけど、例えば「福祉に優しい街」とか、キャッチフレーズでも何かもう少しあるといいのかなとか色々思ったりもします。

例えば私は電車に乗ったりしますけども、そういうところに何かステッカーとか、何かあったらいいのかな。それとも市のホームページとか、SNSとかYouTube

とか、もっと「みんなで優しい街になりましょう」とか、そういうのがちょっと見えてこないの。すみません、この答えに何かあれば追加で教えてください。

川越会長

ありがとうございます。過去のこの協議会でも、例えば保育園ですとか学校が、介護の現場や福祉の現場と交流するというようなことは、大部分定着して行われている。そんな説明も伺ったことがございます。それを十分と言うのかどうか、何をもって十分というのかも含めて決まりがあるわけではないとは思いますが、実際に関心が薄い現状が存在するわけでしょうから、それをどのようにやるのか。所定の目的を達したから教育委員会の事業としては立てないという形に、確か去年変更になったかと思うんですけども、実態はやっていただいていることはあるのだと思います。けれど、まだまだそれでは十分な効果が上がっているわけでもない。そんな認識もしながら、次の計画についての議論を繰り返し重ねていく必要があるかなと思います。どなたかご意見ございますか。では佐塚委員をお願いします。

佐塚委員

今回この20代の方の関心が薄い現状について、どんなふうに市は考えていますかということについては、私も松戸市の障害福祉課の方に、障害当事者の講演があるので来てくれませんかとお話ししたり、あとは以前から、例えば児童発達支援事業所のような事業所は保育園の中に作るべきだとか、いっぱい提案しているんですけども、なかなか難しいようです。

障害福祉課の方や、色々な方と話した時にすごく感じる点ですが、なかなか理解も含め発想までに至っていないというのが感想です。私はこの仕事をしたので初めて分かるのですが。仕事だからしようと思っていると思うんですけども。なので、恐らく答えがこのような「ボランティアの方」というふうにおっしゃるのですが、20代の方などは映画にも行きたかったり、どこかに出かけたくて。私は障害者の方を連れて映画に行きますが、映画館に行くと一番前しか見られなかったりして、こういうところだと困るなとか、もうちょっと真ん中に障害者の車椅子席が作れるといいなと思います。もしそういうことを考えると色々広がっていくと思うんですけども、なかなかそういう広がりができないのは、日頃からやっぱりこう関わるのが、一緒に外出したりとか、あの率先してやって、仕事も本業も忙しいのでできないのかなと思いつつながら、色々話はするのですが。やはりそういうふうな広がりを持って、障害とか介護保険とか、そういう人たちのことをもっと分かってもらえるといいなという部分はあるので、例えばそういう事業所に少し勉強に来てもらうとかするといいんじゃないかというふうに勝手に思っています。これは勝手な意見です。すみません。以上です。

川越会長

ありがとうございました。興味深く伺いました。思いついたのが、「高齢者サポーター」とか「認知症サポーター」です。市役所職員さんも全員受けていただいたかと思います。「みんなで認知症サポーターになろう」という考え方はよね。同じようなことを障害分野では一体何を取り組んだらいいだろうか。そんなことも一つの例に過ぎませんが、頭を柔らかく考えていただければと思います。

では時間が押しておりますが、もう少しだけやらせてください。27番で特別支援学校における卒業後に向けての支援をお尋ねさせていただいて、ご回答もいただいているんですけれども、この「移行支援会議」でどのようなことが行われているのかなとか、それから、進路指導コーディネーターというお話をお持ちだと伺いました。現場の先生方からお聞かせいただければと思いますが、どなたにお話しただくのがよろしいでしょうか。

松浦委員

県立矢切特別支援学校の松浦でございます。こちらに書いていただいていますし、最初にもお話しいただいた、移行支援会議というのが高等部3年生の卒業の時点で開かれます。そこに本当にハローワークさん、事業所さんから、たくさんの方、そして保護者・本人も参加してということになりますので、そういう意味ではシステムが整っているのかなというふうには思っています。

即座にバトンタッチするのですが、特に就労を目指している人たちについては、そこで終わりではなく、移行期間3年をかけて学校から社会へバトンタッチということで、就業・生活センターの方へバトンタッチというシステムも整ってきているのかなというふうに思います。

今お話ししたのは割と知的レベルが高い人たちのサポートシステムになるかなというふうに思うのですが、一方で医療的ケアも必要な方などは、アンケートの別のところにもあったかと思いますが、進路先が限られているというような現状があるかなというふうに思います。今、一般的にも進路が多様化しているので、先ほどお話があったような在宅勤務ですとか、短時間勤務ですとか、あと場合によっては進学、在宅での大学進学とか、色々多様な考え方も出てきているかなというふうに思うので、そういうところがどんどん進んでいって、本人たちも選択できるような機会が在学中にあるといいなと、これは希望ですけれども思っております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。就労支援の部分と、それから特に生活介護の事業所がなかなか見つからないというようなお話も聞きますので、なかなか皆さん障害も多様ですし、うまくマッチしないということもあるのかもしれませんが。丁寧な支

援、一般の学校で言うと受験指導とか色々やっていたらと思うんですが、それにある意味相当するような大事な役目だと思いますので、特別支援学校の現場では是非進めていただければと思います。

では、あと最後に30番のご質問、澁川委員からいただいているのですが、ご回答もいただいておりますが、いかがですか。

澁川委員

手をつなぐ育成会の澁川です。様々な障害をお持ちの方々が加盟する団体でありますので、色々なお話を聞きまして、やはりご老人の方も、肢体の障害になる方もシニアカーというものをよくお使いになっているのですが、このシニアカーの止め方がいまいちよく分からなくて、当事者の方にお伺いすると「ここには止めるな」と言われることもあって、じゃあどこに止めたらいいかというところ、そこがちょっとはっきりわからない。民間ですと、従業員の方たちが「ここでいいんじゃないですか」というふうにお声がけしてくださるのですが、公的なところの駐車場の使い方だとなかなかそこら辺をはっきり言ってくれないという、そういう戸惑いの声がたくさんありましたので書かせていただきました。

川越会長

はい。上手に表示したり、接遇の問題などもあるのかもしれませんが。いろんな職員の方もいらっしゃるでしょうけれども、そういうことをうまく現場に行き渡らせていただければと思います。大事な声だと思います。では、ちょっと時間超過してすみませんでした。一応議題としては以上になります。

3 その他

川越会長

最後「その他」に移ります。何か皆様からご意見ございますでしょうか。では江波戸委員、お願いします。

江波戸委員

時間がない中大変恐縮なのですが、1点だけこの事前質問の12番に関してお尋ねしたい内容となっております。内容としましては澁川委員の内容にはなるのですが、この澁川委員のご質問の中に「意見申出制度」という文言があるかと思っております。

こちらに関しては、千葉県がこれまで指定を行っていたのですが、市町村はその福祉計画との調整を図る見地から、指定を行う上で申し出をすることができるようになりました。この運用は現在、千葉県として令和8年1月1日付けの新規指定分から適用となり、実際に県にお尋ねをすると「市町村等との協議は行われましたか」というお話を県の担当者から頂いております。

回答では「既に制度としてあるが現在採用していない」ということなのですが、県が示す通り障害福祉計画との大きな連動が図られる内容かと思っております。実際に、澁川委員がお示しになるように、強度行動障害の方だったり、医療的ケアの方、高齢の方、この澁川委員のご質問ではグループホームという記載があるのですが、もちろん日中活動事業所に対しても市の申し出ができる機会かと思っております。

この障害福祉計画は、対象見込み者数だったり受給者数も同時に計画していくものと私は把握しておりますので、早急な窓口対応の設置等を検討いただけたらと思います。

川越会長

計画にも深く関わる部分ですので考え方は整えていかないといけないと思いますが、現時点で事務局からコメントはございますか。

事務局

江波戸委員がおっしゃった通り、これからの3年間の障害福祉サービスの、見込み量を試算し、それに対しての施策を打っていくというところは、当会議で議論すべき事項ということは十分認識しております。

次年度にまた会議体の中で見込み量等については事務局から提示する予定でございますので、こちらの案件につきましてもその際にまた皆様とご協議できればと考えております。以上です。

川越会長

ありがとうございます。高齢者分野の話ばかりして恐縮ですが、サービスの利用状況を調べているというのは「松戸方式」で全国の範となっている活動をやっているわけですので、障害分野も、確かにサービス量もしくは利用状況、その過不足がどうなのかをより緻密に見られるともっといいとは思っています。

簡単な作業ではないのにわかには全部はできないにしても、大事なところ、そんな視点も入れて計画議論ができるといいのかもしれないです。是非、事務局で受け止めていただければと思います。では、その他よろしいでしょうか。お時間ですが、佐塚委員お願いします。

佐塚委員

すみません。時間を超過しているのに申し訳ありません。資料、前回会議の課題で残っていたところの3番の、施設に入所していない人が17.2%。これのしない理由は何だったのかが今回聞いていませんので、申し訳ありませんが教えていただけたらと思います。

それと、すみません。支援学校と松特の、これは今回の課題には全然関係ない、問題ではないのですが。矢切の方の地区に住んでいるお子さんがいて、でも松特にどうしても通いたい。その理由は「松特の方が医療的ケアがしっかりしているから」というのが家族の理由だったのですけれども、結局それは通りませんでした。それともう一つ、仕事に通うのに松特に行った方が親の仕事が通いやすいというのも理由があったようなのですけれども。

例えば、仕事にこちらの方が学区で通いやすい、自分たちが送迎もすると言った場合も、転入転校などはできないのかというのが、もしできるのであれば、障害をお持ちのお子さんのご家族は送迎がすごく大変なので、そんなことも考慮してもらえないのかなというのがここでちょっと聞きたかったことです。今日答えなくて結構です。何か今度ありましたら教えてください。

川越会長

大事なことだと思いますので、是非また後日お聞かせいただければと思いますし、できれば事前に出していただくにより議論を深めやすいかなとは思っています。

今日、例えば18歳問題など議論できておりませんが、次期計画の柱にも入っていくものだと思いますので、継続的に議論を重ねていきたいと思っております。もちろん医療的ケアに関しては別会議体もありますので、そのような議論をしながら計画策定年度に入っていきたいと思っております。では、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

4 閉会

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。最後に連絡事項となります。本日の駐車場の利用についてですが、市役所の駐車場をご利用の方は駐車券の処理をいたしますので、お帰りの際に事務局までお申し出ください。

また、次回の障害者計画推進協議会は5月頃の開催を予定しております。詳細の日程については3月中を目途に各委員の皆様にご連絡する予定でございます。委員の皆様におかれましては年度末に人事異動等がある方もいらっしゃるかと思いますが、その際は障害福祉課までご連絡いただければ幸いです。以上をもちまして、令和7年度第2回障害者計画推進協議会を閉会いたします。ありがとうございました。